

(4) 收入基準早見表

- 表1では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みできるかどうか判定できます。

- ① 給与所得者が1名
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、**源泉徴収票の支払**

金額を申込家族数に応じて表1にあてはめてください。

[illegible]

支払金額欄に記載されている額を表1にあてはめてください。

ただし、就職して1年未満の場合及び休業・休職期間がある場合は、次の計算方法で年間総収入金額を算出して表1にあてはめてください。

$$\text{年間推定総収入金額} = \frac{\text{※総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ヵ月} + \text{賞与}$$

※ 総収入とは、給与の支給を受けた月の給与の合計額
(ただし、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除いた合計額)

表1 収入基準の年収早見表

月 収 額	申込みができる年間総収入金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
158,000 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満	5,424,000 未満

- 表 2 では、次の 2 つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうかが判定できます。
- { ① 事業所得者又は前ページの所得の合算をした場合
- { ② 特別控除がない（次ページの表 3 参照）

上記の事項に該当する方は、**年間総所得金額**を申込家族数に応じて次ページの表2にあてはめてください。

表2 収入基準の年間所得早見表

月 収 額	申込みができる年間総所得金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下

(5) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表3 各種控除一覧表

（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

区分	控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居の親族以外で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	合計所得金額（※）が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方（ひとり親控除に該当する方を除く。） ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 （所得が27万円以下の方はその所得金額）
	ひとり親控除	婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち次の3要件全てにあてはまる方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない ②生計を一にする子がある（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額が48万円以下の子に限る） ③合計所得金額が500万円以下 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 （所得が35万円以下の方はその所得金額）
その他の特別控除	障害者控除 （特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で障害者手帳などを交付されている方 （身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき 40万円 ）
	老人同一生計配偶者控除	所得税法の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき 25万円
給与年金控除	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から 10万円 （所得が10万円以下の方はその所得金額）

※ 「総所得金額等」、「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。